

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】確定給付企業年金の2021年度財政決算結果について	P1
【コラム】DB規約の遡及適用と承認通知書について.....	P7

確定給付企業年金の2021年度財政決算結果について

1. はじめに

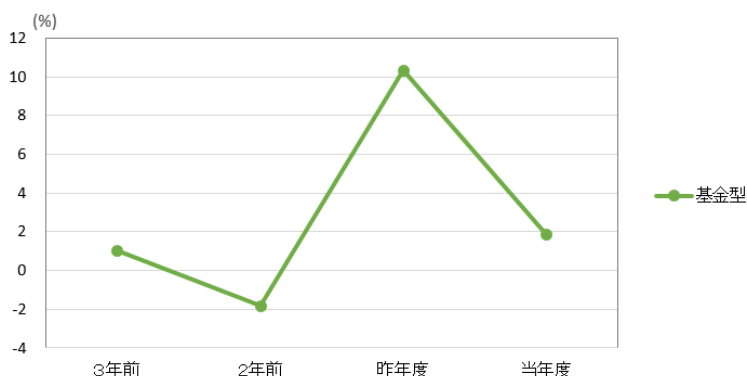
弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度の2021年度財政決算結果（資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況など）について、過去の推移を交えながら解説いたします。なお、基金型については2022年3月末決算（全66件）を、規約型については2021年9月末決算、2021年12月末決算、2022年3月末決算および2022年6月末決算（全944件）を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りおよび予定利率について

資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）平均値の推移は＜図1-①＞および＜図1-②＞の通りです。資産運用利回りは、基金型では1.86%（昨年度10.33%）となり、昨年度から大幅に低下しました。規約型の決算期毎の推移を見ると、昨年度は2020年9月末決算0.53%、2020年12月末決算1.68%、2021年3月末決算11.81%、2021年6月末決算10.64%であったのに対し、今年度は、2021年9月末決算9.7%、2021年12月末決算7.4%、2022年3月末決算1.49%、2022年6月末決算△2.82%でした。2021年12月末決算までは2020年の新型コロナウイルス感染拡大の影響による株価急落からの反動等により大きなプラスとなりましたが、2022年1月以降の運用環境悪化により2022年3月末決算以降は昨年度から大きく低下しており、同じ年度でも決算期によってかなりバラつきがあることが見て取れます。

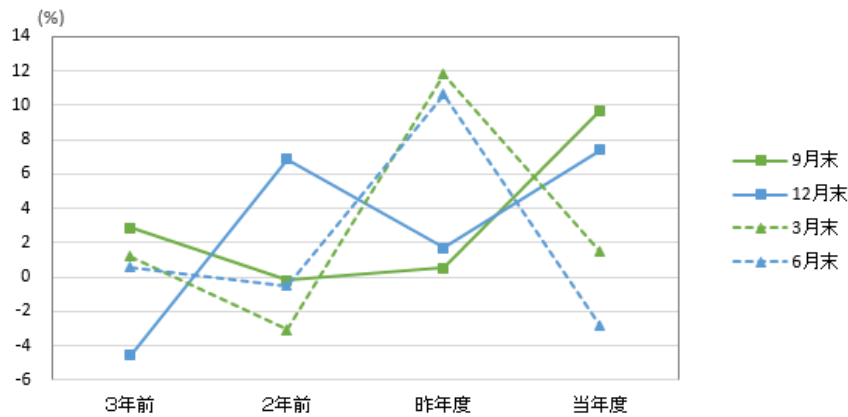
また、資産運用利回りおよび掛金率の算定に用いる予定利率の分布状況は、＜図2-①＞および＜図2-②＞の通りです。予定利率は年2.0%～2.5%を中心として分布しており、今年度の資産運用利回りは2021年9月末決算および2021年12月末決算では大部分の制度が予定利率を上回っていたものの、2022年3月末決算では基金型、規約型ともにおよそ半分の制度が、2022年6月末決算ではすべての制度が予定利率を下回っていました。

＜図1-①＞資産運用利回り平均値の推移＜基金型＞

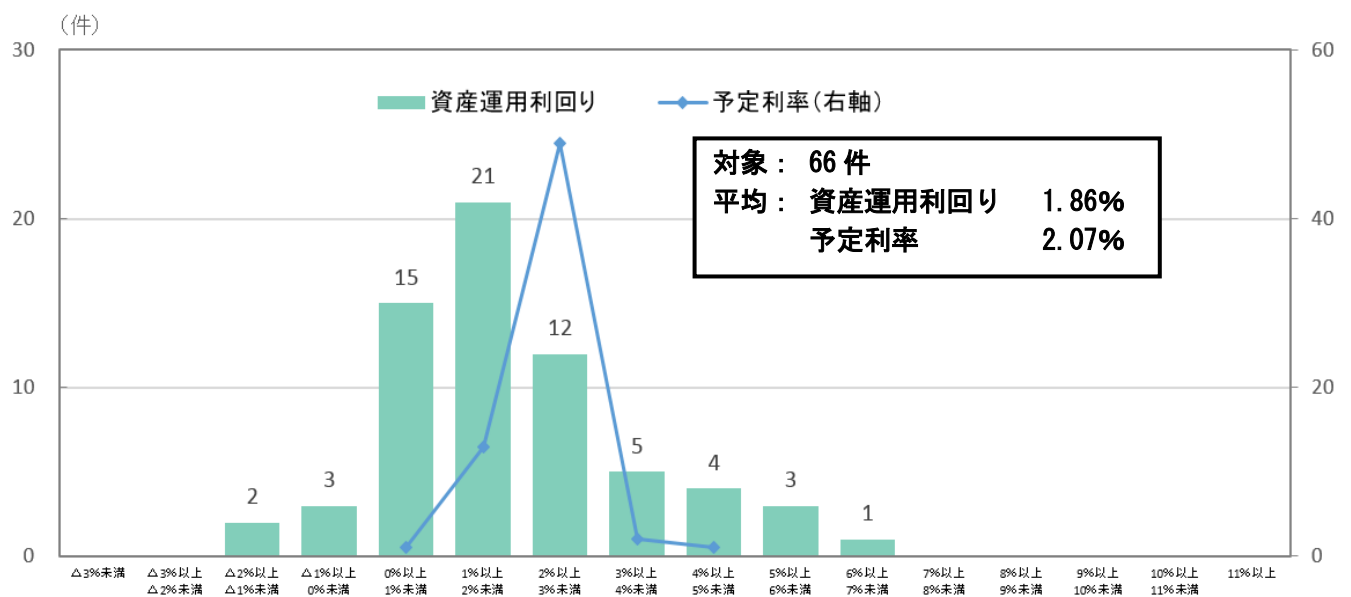


＜図1－②＞規約型の四半期ごとの資産運用利回り平均値の推移

(2021年9月末決算、2021年12月末決算、2022年3月末決算、2022年6月末決算)

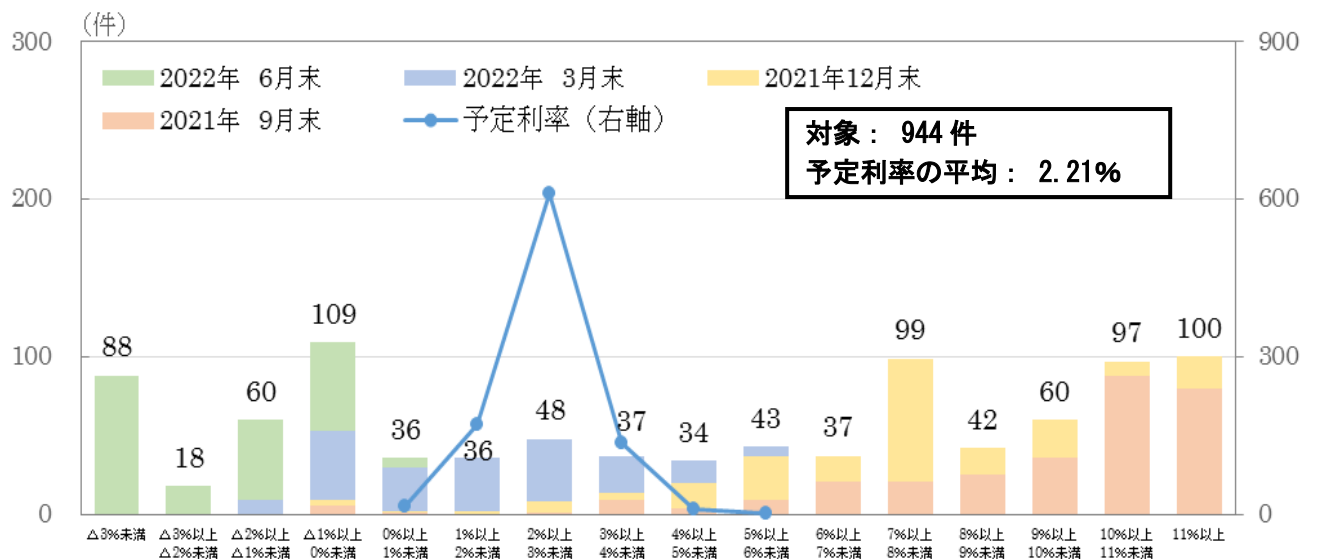


＜図2－①＞基金型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況(2022年3月末決算)



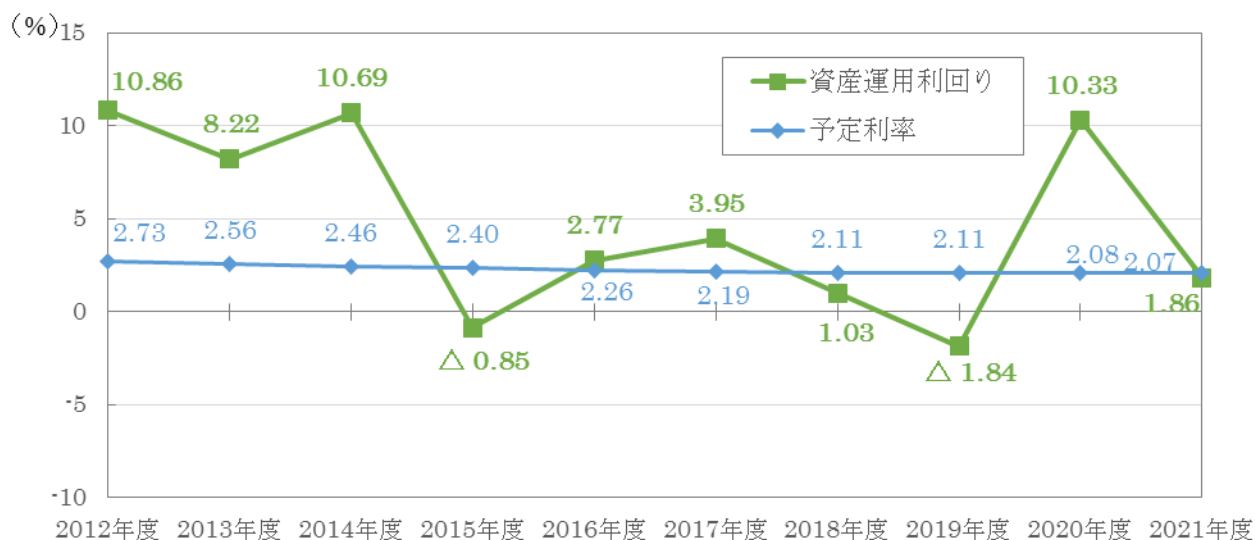
＜図2－②＞規約型における資産運用利回りおよび予定利率の分布状況

(2021年9月末決算、2021年12月末決算、2022年3月末決算、2022年6月末決算)

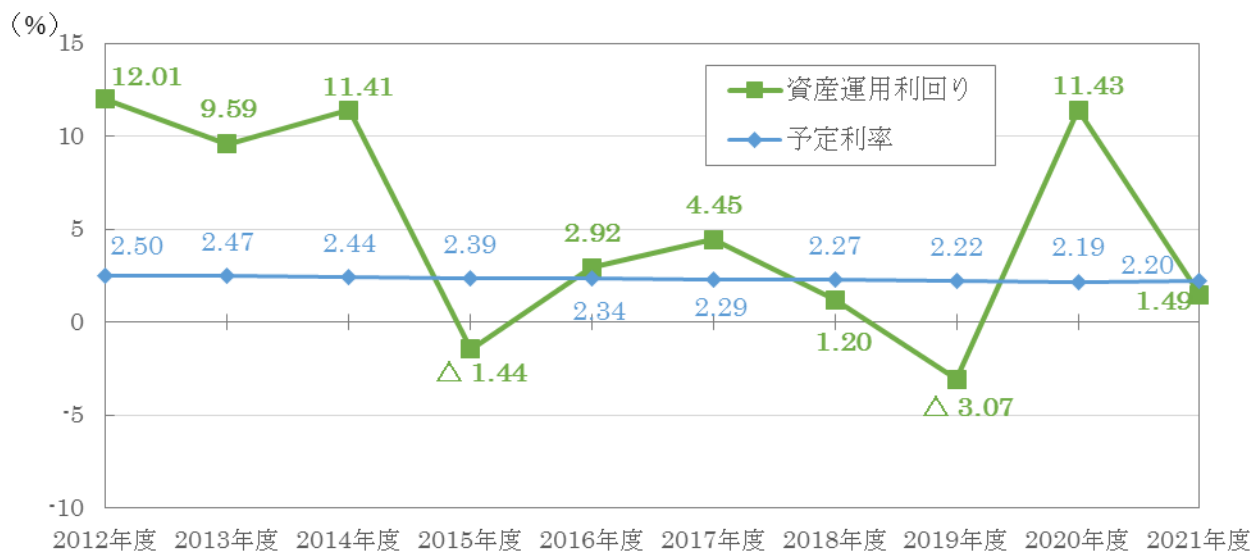


過去 10 年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値の推移は、〈図3-①〉および〈図3-②〉の通りです（規約型は 3 月末決算のみを対象に集計）。資産運用利回りについては、長期的な運用目標に応じたリスクをとった運用をする制度が一般的であることから、年度毎の変動が見られますが、過去 10 年間の利回りを 1 年あたりに換算すると基金型で 4.60%、規約型で 4.86%となり、長期的には一定の収益が得られていることが分かります。予定利率は、財政運営の安定志向を反映して、ここ 10 年間は一貫して低下傾向にあります。運用利回りと予定利率との比較をみると、過去 10 年間では運用利回りの方が上回っており、多くの制度で利差益が発生しています。

〈図3-①〉基金型における資産運用利回りと予定利率の推移(3 月末決算)



〈図3-②〉規約型における資産運用利回りと予定利率の推移(3 月末決算)



(注)3 月末決算のみを対象に集計。

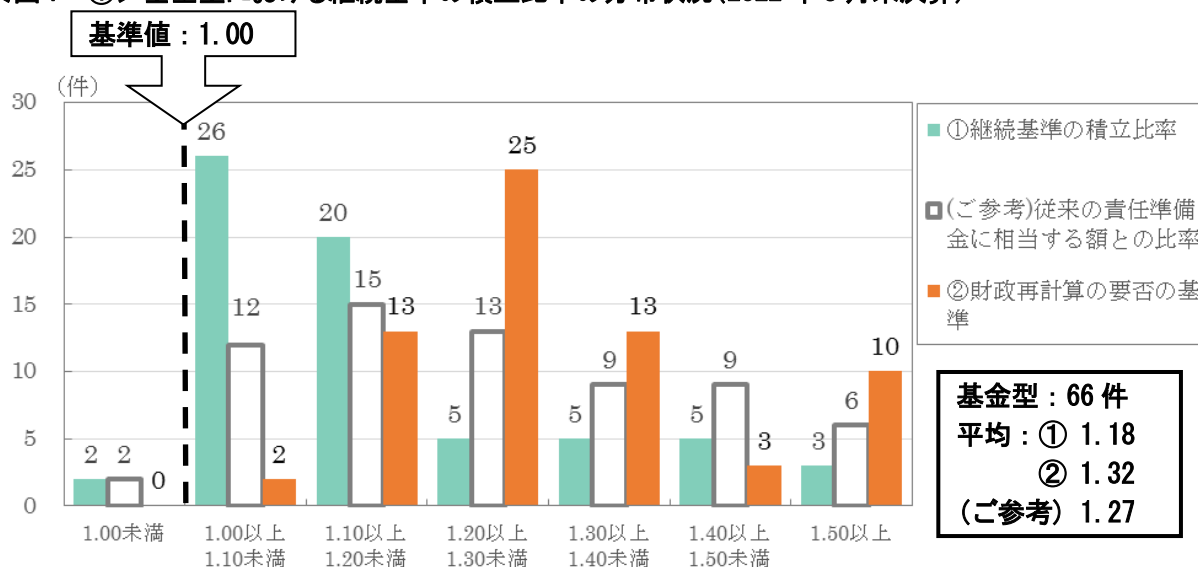
3. 継続基準の積立比率について

<図4-①>および<図4-②>は、継続基準の積立比率（＝純資産額÷責任準備金）の分布状況です。2017年1月に導入された財政運営基準により積立剰余に相当する額が責任準備金に含まれるように変更されていますので、ご参考として従来の責任準備金（数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価）による比率も並べています。継続基準の財政検証は、年金制度が今後も継続していく前提で将来の給付を賄うため必要な額（責任準備金）に対して積立金を十分保有しているかどうか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。ただし、1.00を下回っていても、財政再計算の要否の基準（＝（数理上資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金）が1.00以上であれば、財政再計算の実施を留保することができます。

積立比率の平均値は、基金型 1.18（昨年度：1.17）、規約型 1.24（昨年度：1.24）と、昨年度とほぼ同水準となりました。従来の責任準備金による比率の平均値も基金型 1.32（昨年度：1.31）、規約型 1.39（昨年度：1.39）と、決算期ごとに違いはあるものの、年度を通した平均は昨年度とほぼ同水準となりました。

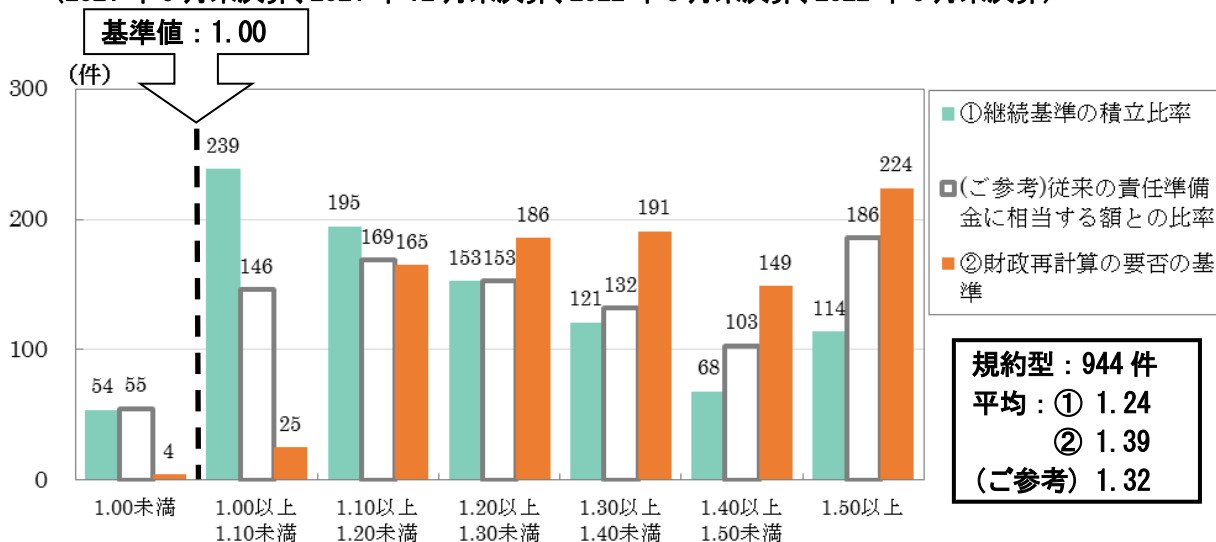
また、「継続基準の積立比率」が基準値を下回る制度は基金型で2件、規約型で54件ありましたが、一方で、「財政再計算の要否の基準」において基準値を下回る制度は規約型の4件のみと、大半の制度において財政再計算の実施を留保することができる結果となりました。

<図4-①>基金型における継続基準の積立比率の分布状況(2022年3月末決算)



<図4-②>規約型における継続基準の積立比率の分布状況

(2021年9月末決算、2021年12月末決算、2022年3月末決算、2022年6月末決算)

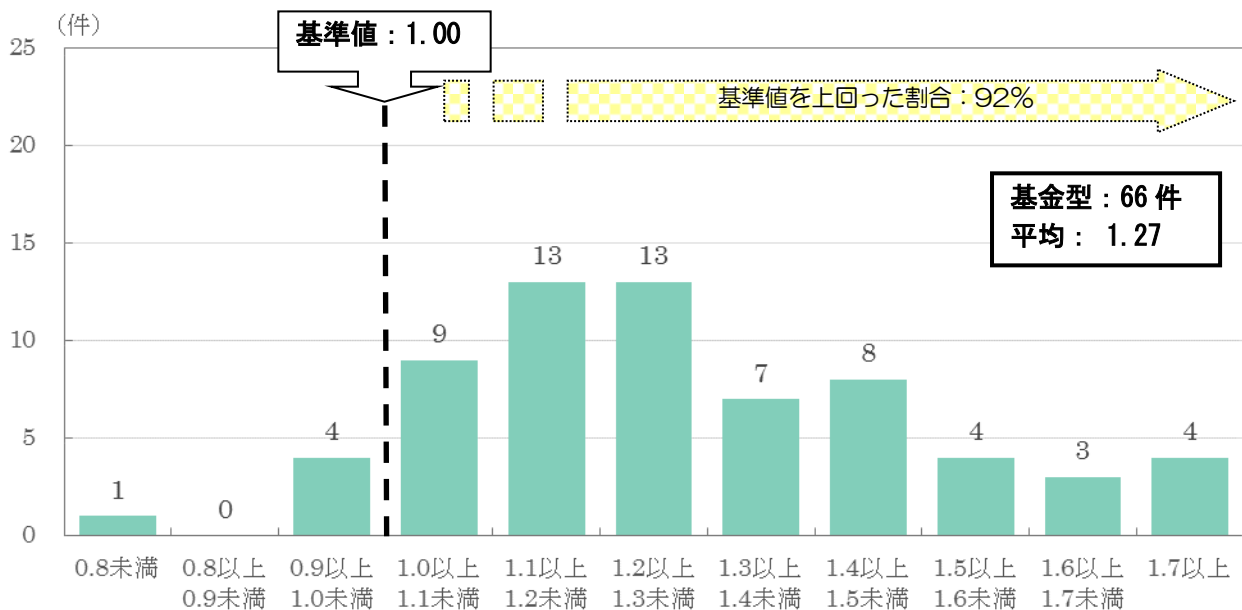


4. 非継続基準の積立比率について

〈図5-①〉および〈図5-②〉は、非継続基準の積立比率（＝純資産額÷最低積立基準額）の分布状況です。非継続基準の財政検証は、年金制度を終了した場合に既に発生しているとみなされる債務（最低積立基準額）に対し積立金を十分保有しているか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。

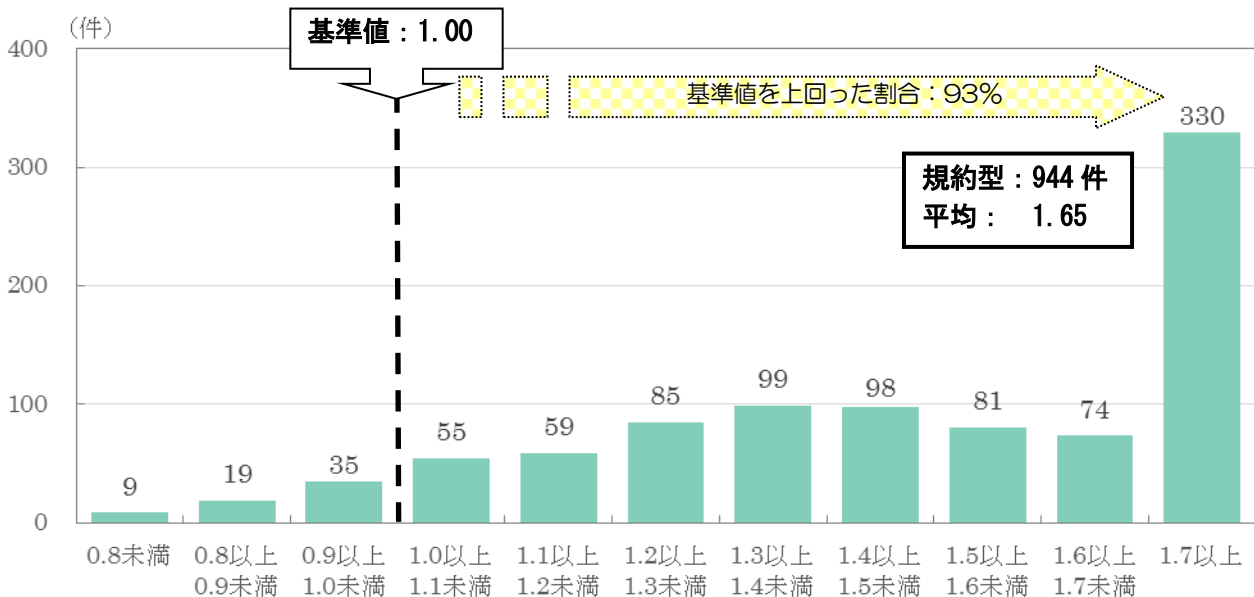
2021年度の積立比率の分布状況は、基金型においては全体の約92%（昨年度：97%）が、規約型においては全体の約93%（昨年度：93%）が基準値を上回っております。また積立比率の平均値は、基金型1.27（昨年度：1.31）、規約型1.65（昨年度：1.64）でした。非継続基準の予定利率は30年国債の利回りに応じて決まりますが、2022年3月末決算における当利率は昨年度より低いものとなったことなどにより、基金型では積立比率が低下しました。一方で規約型では運用環境が好調であった2021年9月末決算および12月末決算が平均を押し上げ、全体で見ると昨年度とほぼ同水準となりました。

〈図5-①〉基金型における非継続基準の積立比率の分布状況(2022年3月末決算)



〈図5-②〉規約型における非継続基準の積立比率の分布状況

(2021年9月末決算、2021年12月末決算、2022年3月末決算、2022年6月末決算)

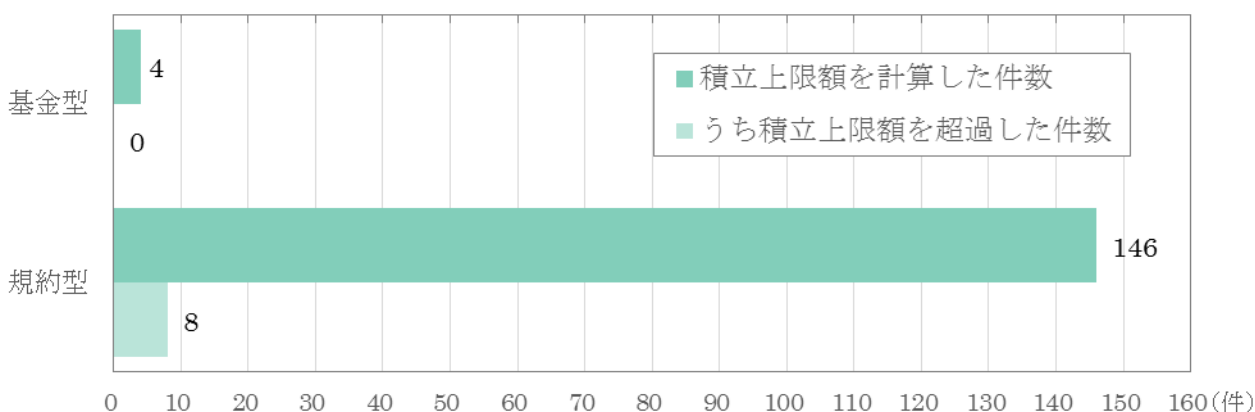


5. 積立超過の財政検証について

積立超過の財政検証では、数理上資産額が積立上限額を超過していないかどうかを検証します。積立上限額は、「積立上限額算出のための数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額ですが、「積立上限額算出のための数理債務」は、より保守的な見込みで計算するため、財政検証における数理債務の額以上となります。そのため、数理上資産額が財政検証における数理債務と最低積立基準額のいずれか大きい額を1.5倍した額を上回らない場合は、数理上資産額が積立上限額以下となることが確実となるため、積立上限額の計算は不要とされています。

〈図6〉は、基金型、規約型において積立上限額を計算した件数および積立上限額を超過した件数です。積立上限額を超過した制度は、基金型で0件（昨年度：0件）、規約型で8件（昨年度：8件）でした。積立上限額を超過した場合は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する分から、掛金を一部または全部停止しなければなりません。

〈図6〉積立超過の財政検証の状況



6. まとめ

新型コロナウイルス感染拡大の影響による2020年2月から3月にかけての一時的な株価急落からの反動が2021年12月末までで一巡し、その後2022年に入ってから運用環境は低調に推移しました。その結果、決算月ごとの運用結果は昨年度とは対照的なものとなりました。

継続基準の判定においては、前年度までに積み上げた剰余もあり、基準値を上回る制度が多数を占め、基準値を下回った制度についても、積立不足が許容繰越不足金の範囲内に収まったため、ほとんどの制度で財政再計算の実施を留保することができました。

非継続基準の積立比率についても基準値を上回る制度が多数を占める結果となりました。また、足元では国債の利回りが上昇しており、この傾向が続く場合は最低積立基準額の算出に使用する予定利率も上昇し、最低積立基準額が減少することが見込まれます。

このように、今年度は昨年度に引き続き、継続基準、非継続基準とも一定の余裕を持って基準を上回っている制度が多く、概ね比較的安定した財政運営が行われていることが見受けられました。一方で、「企業年金ノート2022年8月号（物価・賃金の変動と退職給付制度について）」で述べられている通り、昨今の物価上昇により、制度による給付の実質的な価値が目減りすることも考えられます。これまで積み上げた剰余金には不足金発生時のバッファー等の役割が考えられますが、そうした役割を確保しつつ、今後は給付改善のための原資とすることも意識しながら財政運営を行うことも考えられます。

〈ご参考資料〉

企業年金ノート2022年8月号（りそな年金研究所）

<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/202208.pdf>

（年金業務部 年金信託室 門脇 永遠）

DB規約の遡及適用と承認通知書について

今回のコラムのテーマは、確定給付企業年金（DB）を実施しているお客さまを担当する、ある信託銀行新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」との「DB規約の遡及適用と承認通知書」に関するディスカッションです。

Aさん：規約型DBを実施されているお客さまから、附則の書きぶりについて質問がありました。確定給付企業年金規約（以下、DB規約）の附則に「この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。」ではなく「この規約は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年〇月〇日から適用する。」となっているものがあるのは何故でしょうか。

B課長：遡及適用というのよ。過去にさかのぼって、ある時点から影響や効力を及ぼすという意味ね。

<図表:DB規約の附則条文>

【例1】 附 則
この規約は、令和4年11月1日から施行する。

遡及適用！

【例2】 附 則
この規約は、令和4年11月1日から施行し、令和4年9月1日から適用する。

Aさん：遡及適用というのですね。以前、遡及適用の承認申請が可能かどうかの事前相談（承認申請手続きを行う前に、あらかじめ行政に相談すること）に帯同したことがありますが、『遡及適用は原則不可である』と行政から指導されたことがありました。

B課長：その通りよ。だけど「原則」とあるように、DB規約の内容によっては、その効力を発する日を、「承認日」や「届出日」よりも早い日付とせざるを得ない場合もあるの。

承認申請／届出は、原則、遡及適用はできない！！

<例外として、遡及適用が認められている場合>

- ① 事実発生日で変更する必要があるもの
- ② 添付書類等の関係で事前の申請（または届出）が不可能なもの
- ③ 遡及して変更しなければ欠陥のある規約になるもの

例えば、

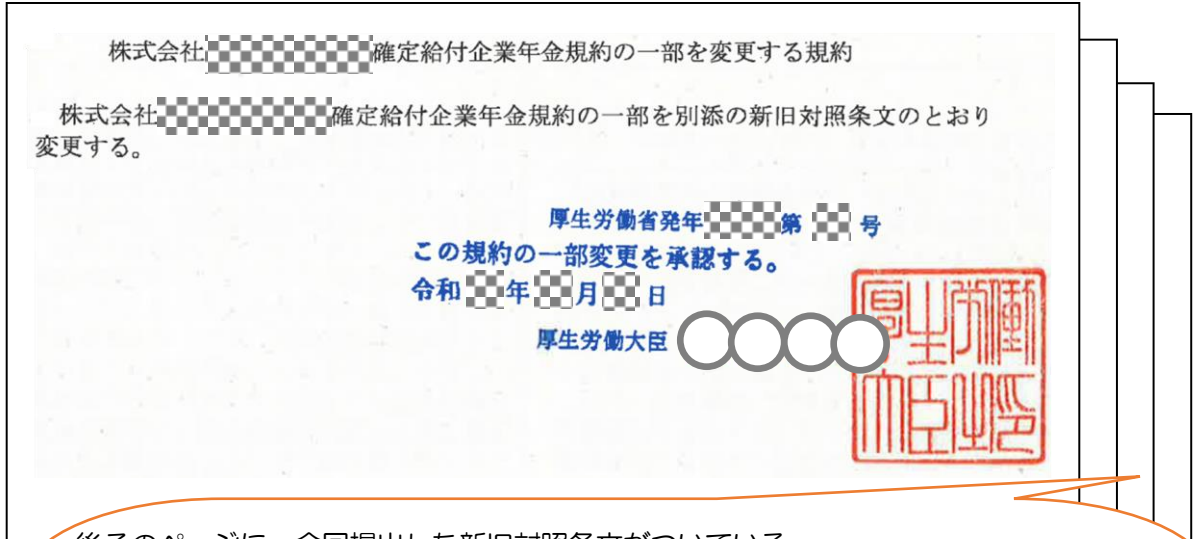
- ① … 事業主の名称／住所変更、事業所の名称／所在地変更、事業所の全喪
- ② … 厚生年金保険新規適用事業所の追加
※ いつまでも遡及が可能ではなく目安として3ヶ月以内。
- ③ … 錯誤の場合
※ 表示上の錯誤に限り、失念は錯誤に含めない。

Aさん：規約の承認申請手続きにおいて、行政が附則を遡及適用に書き換える場合もありますよね。

B課長：良く知っているわね。

- A さ ん：行政が書き換えた内容は承認通知書に書いてあると聞いたのですが、承認通知書とはどのようなものでしょうか。
- B 課 長：承認申請した時に行政から返ってくる書類よ。規約変更手続きが「届出」の時には無いわ。後ろのページに、規約変更手続きで行政に提出した新旧対照条文がついているの。

<図表:承認通知書>



後ろのページに、今回提出した新旧対照条文がついている。

新旧対照条文	
新	旧
<p>附 則</p> <p>(施行期日) <u>承認の日から施行し、</u> 適用</p> <p>第1条 この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。</p> <p>(給付に関する経過措置)</p> <p>第2条 令和〇〇年〇〇月〇〇日において現にこの規約による変更前の株式会社〇〇〇〇 確</p>	<p>加える(2字)</p> <p>削る(2字)</p>

行政が書き換えた上で、承認される

- B 課 長：例えば、規約の承認申請手続きにおいて、「この規約は、令和4年11月1日から施行する。」という附則を定めた規約を提出していたところ、何らかの理由で、承認通知書の発行が令和4年11月20日になった場合を考えてみましょう。その場合、承認申請書に添付されていた規約の附則条文を、行政側の職権で「この規約は、承認の日から施行し、令和4年11月1日から適用する。」と書き換えたうえで承認される、ということになるの。
- A さ ん：なるほど。承認通知書が送られてきたら、規約の条文で行政が承認するにあたって文言の加筆や削除をした箇所がないか確認するよう、お客さまにご案内します。

(年金業務部 年金信託室 申請契約グループ 尾林 千恵)

企業年金ノート 2022(令和4)年11月号 No.655

編集・発行: 株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>